

学校生活のきまり

学校内外の生活を通じて、学校・生徒会・学級のきまりをよく守り、先生の指導や援助をうけ、港南中学校の生徒として自覚ある生活をしよう。

身だしなみ

- 15. 登校時は原則として次の服装等にすること。

ア. 服装

冬服（原則として11月1日より2月28日まで）

本校制定のプレザーベ型標準服。

防寒具として、

○コート類 Pコート・ダッフルコート・スケルコート・ウインドブレーカー・ダウンジャケットなどは可とし、色は黒・紺・グレー系とする。

○セーター 学校指定のもの。

○その他 マフラー・手袋は可。

帽子・耳あては不可。

式などの行事の時は原則としてセーターを脱ぐ。

夏服（原則として6月1日より9月30日まで）

男子 白ワイシャツ、指定のボロシャツ、指定のズボン。

女子 白ワイシャツ、指定のボロシャツ、指定のベスト・スカート又はズボン。

※冬服・夏服指定期間以外は移行期間とし、気候によって判断する。

イ. 徽章

冬服 ブレザーの左エリにクラスバッジ、右エリに校章をつける。

夏服 ワイシャツの左袖に校章マークをつける。

ウ. 清潔感のある髪型にすること。また、長い髪はゴムで結び、華美でないゴム（黒・紺・茶など）を使用する。

エ. 荷物は学校指定のスクールバッグに入れて通学すること。

16. 持ち物にはすべて記名し、必要のないものは持つてこないこと。

校内生活

17. 登校・下校の時刻を守ること。

18. 授業の時間に遅れないこと。

19. 学校に来たら、許可なく外出しないこと。

20. 管理室（校長室・職員室・事務室・主事室・会議室・各教科準備室・特別教室・機械室・物置・体育用倉庫）には許可がないかぎりはいらないこと。

21. 公共物はたいせつにあつかい、万一破損した場合は直ちに学年担当の先生に届け出ること。

22. つねに整理・整頓を心がけ、教室・廊下等をよごさないように気をつけること。

安 全

23. 登下校時には、指定通学路を通過すること。

24. いかなる場合でも、交通法規を守り、安全を第一とすること。自転車での通学は禁止する。

25. 外での行動のときは、中学生らしい服装をし、生徒手帳を携行すること。

諸 届

26. 次の場合は、保護者が学年担当を通じ校長に届け出ること。

ア. 欠席・遅刻・早退・欠課・見学・忌引をするとき。

イ. 健康上の理由で特別の服装をするとき。

ウ. 住所・保護者の変更等のとき。

貸与iPadの利用について

27. 貸与されたiPadは、生徒の学習及び学校との連絡手段として利用します。それ以外の目的でiPadを利用することはやめましょう。

28. 貸与されたiPadを利用するには、iPadを貸与された生徒本人及び、その保護者です。他者に利用させることはやめましょう。

29. 貸与されたiPadについては、端末設定の解除など学習目的以外の使用が認められた場合は、対象となる端末の操作記録を閲覧することがあります。